

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年八月八日

埼玉県知事 大野元裕

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社アルタン開発	石川 勉	埼玉県狭山市北入曽八百十八番地五ワコーレ狭山
III 一〇一		